

ては、4,300円)」に改め、同項第3号ア中「3,050円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,550円）」を「2,500円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,000円）」に改め、同号イ中「3,350円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,900円）」を「2,750円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,300円）」に改め、同号ウ中「3,450円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、4,000円）」を「2,800円（1月1日及び12月31日の勤務にあっては、3,350円）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)